

## 別表八(一)付表一

### 「支払利子等の額及び受取配当等の額に関する明細書」

#### 1 この明細書の用途

この明細書は、法人が法第 23 条（受取配当等の益金不算入）又は令和 2 年旧法第 23 条（受取配当等の益金不算入）の規定の適用を受ける場合に記載します。

#### 2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「支払利子等の額の明細」の各欄	<b>「令第 19 条第 2 項の規定による支払利子控除額の計算 1」</b> その事業年度に係る支払利子等の額の合計額の 10%に相当する金額が、その事業年度において受ける関連法人株式等に係る配当等の額の合計額の 4%に相当する金額以下である場合には、関連法人株式等から控除する金額を支払利子等の額の合計額の 10%に相当する金額とすることができます。 この計算の適用を受ける場合には、「適用」に○を囲んで表示します。	「令第 19 条第 2 項の規定による支払利子控除額の計算 1」が「不適用」である場合には、「2」から「5」までの各欄は、記載しません。
	<b>「当期中に支払う利子等の額 2」</b> 当期中に支払う負債利子のほか、令第 19 条第 2 項（関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額）に規定する手形の割引料若しくは満たない部分の金額、同条第 3 項各号に掲げる金額その他経済的性質が利子に準ずるもの又は令和 2 年 6 月改正前の令第 21 条（負債の利子に準ずるもの）に掲げるものも含めて記載します。	
「受取配当等の額の明細」の各欄	<b>「完全子法人株式等」</b> の各欄 完全子法人株式等に係る配当等について記載します。 この場合の、完全子法人株式等とは、その配当等の額の計算期間の初日からその計算期間の末日まで継続して内国法人とその配当等をする他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）との間に完全支配関係がある場合（その内国法人がその計算期間の途中において当該他の内国法人との間に完全支配関係を有することとなった場合において、その計算期間の初日からその完全支配関係を有することとなった日まで継続して当該他の内国法人と他の者との間に当該他の者による完全支配関係があり、かつ、同日からその計算期間の末日まで継続してその内国法人と当該他の者との間及び当該他の内国法人と当該他の者との間に当該他の者による完全支配関係があるときを含みます。）の当該他の内国法人の株式等（その受ける配当等の額が法第 24 条第 1 項（配当等の額とみなす金額）の規定により配当等の額とみなされる金額であるときは、その金額に係る効力が生ずる日の前日においてその内国法人と当該他の内国法人との間に完全支配関係がある場合の当該他の内国法人の株式等）をいいます。	左記の「計算期間」とは、その受ける配当等の額に係る配当等の前に最後に他の内国法人によりされた配当等の基準日等（令第 22 条第 2 項第 2 号（関連法人株式等の範囲）に規定する基準日等をいいます。以下この明細書において同じです。）の翌日（令第 22 条の 2 第 2 項各号（完全子法人株式等の範囲）に掲げる場合には、当該各号に定める日）からその受ける配当等の額に係る基準日等までの期間をいいます。
	<b>「関連法人株式等」</b> の各欄 関連法人株式等に係る配当等について記載します。 この場合の関連法人株式等とは、内国法人が他	令和 4 年 4 月 1 日前に開始した事業年度（旧事業年度を含みます。）にあって

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
受 取 配 当 等 の 額 の 明 細 の 各 欄		の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式等を除きます。）の総数又は総額の3分の1を超える数又は金額の株式等を、その内国法人が当該他の内国法人から受ける配当等の額に係る配当等の前に最後に当該他の内国法人によりされた配当等の基準日等の翌日（令第22条第1項各号（関連法人株式等の範囲）に掲げる場合には、当該各号に定める日）からその受ける配当等の額に係る基準日等（その配当等の額が法第24条第1項（同項第2号に掲げる分割型分割、同項第3号に掲げる株式分配又は同項第4号に規定する資本の払戻しに係る部分を除きます。）の規定により配当等の額とみなされる金額である場合には、当該配当等の額に係る配当等がその効力を生ずる日（その効力を生ずる日の定めがない場合には、その配当等がされる日）の前日）まで引き続き有している場合における当該他の内国法人の株式等（完全子法人株式等を除きます。）をいいます。	は、「支払利子等の額の明細」の各欄及び「17」から「20」までの各欄は、記載を要しません。
	「 <b>その他株式等</b> 」の各欄	「完全子法人株式等」、「関連法人株式等」及び「非支配目的株式等」のいずれにも該当しない株式等に係る配当等について記載します。	この欄に「非支配目的株式等」に該当するものを記載する誤りが見受けられますので、この欄を記載する前に「完全子法人株式等」、「関連法人株式等」及び「非支配目的株式等」を記載し、これらのいずれにも該当しないもののみ、この欄に記載してください。
	「 <b>非支配目的株式等</b> 」の各欄	非支配目的株式等に係る配当等について記載します。 この場合の非支配目的株式等とは、内国法人が他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式等を除きます。）の総数又は総額の5%以下に相当する数又は金額の当該他の内国法人の株式等を、その内国法人が当該他の内国法人から受ける配当等の額に係る基準日等（その配当等の額が法第24条第1項（同項第2号に掲げる分割型分割、同項第3号に掲げる株式分配又は同項第4号に規定する資本の払戻しに係る部分を除きます。）の規定により配当等の額とみなされる金額である場合には、その配当等の額に係る効力が生ずる日の前日）において有する場合における当該他の内国法人の株式等（完全子法人株式等を除きます。）をいいます。	措置法第67条の6第1項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例）に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額がある場合のその特定株式投資信託については「非支配目的株式等」に該当することになりますが、各欄の記載に当たって、「本店の所在地28」に「特定株式投信」と記載し、「基準日等29」及び「保有割合30」は記載する必要はありません。
	「 <b>受取配当等の額9</b> 」、「 <b>受取配当等の額14</b> 」、「 <b>受取配当等の額24</b> 」及び「 <b>受取配当等の額31</b> 」	当期に受ける法第23条第1項（措置法第67条の6第1項の規定により読み替えて適用する場合があります。）に規定する配当等の額又は法第24条の規定により配当等の額とみなされる金額を記載します。	(1) 外国法人若しくは公益法人等又は人格のない社団等から受ける配当等の額及び適格現物分配に係る配当等の額は受取配当等の額から除きます。

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「受取配当等の額の明細」の各欄			(2) 法第 24 条の規定によるみなし配当の額がある場合には、別欄として記載し、その発生理由を付記してください。
	「 <b>同上のうち益金の額に算入される金額 15</b> 」、「 <b>同上のうち益金の額に算入される金額 25</b> 」及び「 <b>同上のうち益金の額に算入される金額 32</b> 」	法第 23 条第 2 項（措置法第 67 条の 6 第 1 項の規定により読み替えて適用する場合があります。）又は法第 23 条第 3 項の規定により計算した金額を記載します。	法第 23 条第 2 項の規定により計算した金額については、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
	「 <b>保有割合 30</b> 」	法第 23 条第 6 項に規定する他の内国法人から受ける同条第 1 項に規定する配当等の額の支払に係る基準日等（令第 22 条の 3 第 1 項（非支配目的株式等の範囲）に規定する基準日等をいいます。）において有する当該他の内国法人の株式又は出資のうち令第 22 条の 3 第 2 項に規定する短期保有株式等がある場合には、その短期保有株式等を有していないものとして記載します。	

#### 4 根拠条文

法 23、24、平成 19 年改正前の法 23、令和 2 年旧法 23、平成 19 年改正法附則 34、令 19～22 の 3、23、平成 19 年改正前の令 19 の 2、19 の 3、22、23、平成 19 年改正令附則 8、規則 8 の 4、8 の 5 の 2、措置法 67 の 6、67 の 7、令和 2 年改正法第 16 条の規定による改正前の措置法 67 の 6、措置法令 39 の 29